

規則65条で準用)に規定された教頭に変わりはない。

#### ※ 学校教育法施行規則第22条の2

小学校に教頭を置くものとする。

教頭は、教諭をもってこれにあてる。

教頭は、校長を助け、校務を整理する。

#### ※ 福島県立学校の管理運営に関する規則

第2条 学校に、教頭を置く。ただし、独立の夜間の高等学校には、教頭に代えて、副校長を置くことができる。

2 教頭及び副校長は、校長を補佐し、校長不在のときは、その職務を代行する。

3 前項の場合において、教頭を二人置く学校にあっては、校長の職務を代行する順序は、当該学校の校長があらかじめ定めるところによる。

#### (3) 複数教頭の分掌

教頭複数制採用の理由にのべた如く、学校管理の効率的運営充実を期する目的からそれぞれの各学校の実態に即して学長が命ずることにしている。いま一例をあげれば、教務等の学校管理を総括する教頭のほかに、普通高校にあっては生徒指導担当教員を直接指揮監督する教頭、工業高校にあっては、工業関係に精通し工業教育に専門的知識を有する教頭を各科の管理面の充実を期する等それぞれ特色ある運営を行なっている。そしてこれらいわゆる複数教頭制をとる学校にあっては、校務運営上重要な問題についてそれぞれ両者協議し協力し執行して学村管理の充実を期している次第である。

#### (4) 実施経過

##### ① 昭和44年度

ア 1学年10学級の全日制普通科高校 8校  
イ 1学年8学級以上の全日制職業科高校 11校

##### ② 昭和45年度

ア 1学年9学級の全日制普通科高校 5校  
イ 1学年7学級の全日制職業科高校 6校

##### ③ 昭和47年度

ア 1学年8学級の全日制普通科高校 4校  
イ 1学年7学級以上の職業科、普通科、理数科等を含む全日制高校 8校

#### (5) 教頭複数制 実施校

福 島	福島女子	福島西女	福島商業
福島農蚕	福島工業	保 原	川 保
安 達	安 積	安積女子	郡山女子
郡山商業	須賀川	岩瀬農業	白 河
白河女子	白河農工	東白川農商	田 村
小 野	会 津	会津女子	若松女子
若松商業	会津工業	喜多方工業	会津農林
田 島	磐 城	磐城女子	平 工業
平 商 業	内 郷	湯 本	小 名 浜
勿来工業	四 倉	相馬女子	原 町
相馬農業	小高工業		

ら設置した。設置個所は下表のとおりである。

教育事務所名	管理主事	生徒指導主事
県北教育事務所		○
県中教育事務所	○	○
県南教育事務所		○
会津教育事務所	○	○
相双教育事務所	○	○
いわき教育事務所	○	○

## 第3節 学校の設置及び統廃合

学校規模の適正化をはかるために、多年にわたり計画的に小規模校の統合をおしそすめ、適正規模校による学力の向上と、充実した設備内容をもつ小・中学校の設置を奨励してきた。

さいわい、市町村教育委員会ならびに設置者である市町村当局の熱意と急速な交通事情の整備・改善・寄宿舎の設置等教育諸条件が整備され、学校統合の実があがってきた。

また、幼児教育の重要性にかんがみ、これの充実振興を計画的に推進した結果、公立幼稚園数が増加した。

### I. 新設公立幼稚園

新設幼稚園	所在地	学級数	備考
福島市立森合幼稚園	福島市	3	
伊達郡飯野町立飯野幼稚園	飯野町	1	
相馬郡鹿島町立鹿島幼稚園	鹿島町	1	
双葉郡大熊町立大熊幼稚園	大熊町	1	
岩瀬郡鏡石町立鏡石幼稚園	鏡石町	1	
西白河郡矢吹町立中畠幼稚園	矢吹町	1	
" 三神幼稚園	矢吹町	1	
白河市立白坂幼稚園	白河市	1	
安達郡安達町立渋川幼稚園	安達町	2	
いわき市立宮幼稚園	いわき市	5	
" 湯本第二幼稚園	"	6	
" 西小名浜幼稚園	"	6	
喜多方市立第一幼稚園	喜多方市	4	
" 第二幼稚園	"	2	
いわき市立高坂幼稚園	いわき市	2	
いわき市立内町幼稚園	"	2	
安達郡大玉村立大山幼稚園	大玉村	1	
" 玉井幼稚園	大玉村	1	
田村郡常葉町立常葉幼稚園	常葉町	2	
" 滝根町立滝根幼稚園	滝根町	2	
河沼郡湯川村立湯川幼稚園	湯川村	1	
石川郡平田村立永田幼稚園	平田村	1	
田村郡滝根町立広瀬幼稚園	滝根町	1	
安達郡本宮町立五百川幼稚園	本宮町	2	
双葉郡浪江町立大堀幼稚園	浪江町	2	
" 双葉町立双葉幼稚園	双葉町	1	
相馬市立磯部幼稚園	相馬市	1	
" 飯豊幼稚園	"	1	

### 4. 管理主事・生徒指導主事の駐在について

生徒指導主事は昭和44年度から、管理主事は昭和45年度か